

生活支援サービス重要事項説明書

1. 生活支援サービス提供事業者

事業者の名称・所在地及び電話番号その他の連絡先		
事業者の名称	フリガナ	さーびすつきこうれいしゃむけじゅうたくさかい
		サービス付き高齢者向け住宅 さかい
事業者の所在地	〒 080-0308	
		河東郡音更町中鈴蘭南2丁目3番地
事業者の連絡先	電話番号	0155-31-4266
	FAX番号	0155-31-4266
事業者の代表者名	代表 坂井 和博	

2. 住宅事業主体概要

事業主体の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先		
事業主体の名称	フリガナ	
		坂井 和博 (個人経営者)
事業主体の主たる事務所の所在地	〒 080-0308	
		河東郡音更町中鈴蘭南2丁目3番地
事業主体の連絡先	電話番号	0155-31-4266
	FAX番号	0155-31-4266
事業主体の代表者の氏名及び職名	氏名	坂井 和博
	職名	代表

3. 住宅概要

住宅の名称・所在地及び電話番号その他の連絡先		
住宅の名称	フリガナ	さーびすつきこうれいしゃむけじゅうたくさかい
		サービス付き高齢者向け住宅 さかい
住宅の所在地	〒 080-0308	
		河東郡音更町中鈴蘭南2丁目3番地
住宅の連絡先	電話番号	0155-31-4266
	FAX番号	0155-31-4266
住宅の管理者名	坂井 和博	
住宅の開設年月日	平成27年3月1日	
居住の契約方式	普通賃貸借契約	

4. 生活支援サービスの内容

生活支援サービスに関する方針等		
<p>ご入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、以下の基本サービスを提供いたします。 ご入居者が介護や医療を必要とする場合は、円滑に介護サービスや医療サービスを受けられるよう、介護事業所や医療機関と連携を図ります。</p>		
基本サービス（入居者様全員が受けるサービスです。）		
サービスの種類	料金	（提供方法・提供者）
状況把握（安否確認）	21,600円 /月額	・毎日、午前9時30分～11時30分の間に職員が各住戸に伺う他、朝、昼、夕の食事提供時にも安否の確認を行います。
生活相談		・日常生活を送る中で、お困りのこと、介護度が重くなった場合のご不安等について、職員がご相談をお受けします。
衛生管理サービス		・各住戸の手すりに消毒、共有スペースの清掃を行います。（利用者の体調急変時や行事イベント等に職員が対応した際は行わない場合があります）
緊急時対応		・日中、夜間とも体調の急変等が生じた場合、各住戸のベッドサイド、トイレ、浴室に設置してある呼出を押していただければ職員が携帯しているPHSにて通報を受信の上、駆けつけ、必要な対応を行います。また、警備会社と業務委託契約を締結しています。警備会社専用のコールボタンを押していただければ、警備会社も必要な対応をします。
<p>・医療機関の通常の通院等については、ご本人単独、ご家族の引率、他介護タクシー等の介護保険サービスによりご対応をお願いいたします。（生命にかかわるような重大な事故、病気等については救急車要請等の必要な措置をとります）</p>		

上記以外の生活支援サービス等

（本住宅では以下のサービスを入居者様に選択していただくことができます。なお、入居者様の希望により、他のサービス事業者を利用することもできます。）

サービスの種類	料金	（提供内容・方法・提供者）
食事の提供サービス	45,360円 /月	<ul style="list-style-type: none"> ・食費は月単位での請求となります。 ・食費：月額45,360円（30日の場合）[朝食432円、昼食540円、夕食540円] ・朝食は7時30分～8時30分まで、昼食は12時～13時まで、夕食は17時30～18時30分まで。 ・食事は、住宅内の厨房にて専属の調理員により調理いたします。 ・キャンセル、変更等は提供される日の前日19時までにお知らせ下さい。それ以降のキャンセルについては、キャンセル料が100%生じます。提供させていただいた食事については食堂にて喫食してください。住戸への持ち帰りは行わないでください。ただし感染症等が発生した場合、こちらの判断で住戸にて喫食をお願いする場合があります。
住戸ゴミ回収サービス	200円 /月	・住戸内のゴミを回収し、音更町のごみ回収日に合わせて廃棄します。町のゴミ袋の費用はこちらで負担いたします。
服薬状況確認サービス	0円 /月	・住戸でのお薬の管理状況を確認（安否確認時）します。また、食後、就寝前等の服薬確認の声掛けをさせていただきます。ご希望者のみのサービスになりますので、希望される方は申し付け下さい。

5. 生活支援サービス職員体制

生活支援サービス職員体制等		
生活支援サービス職員		
サービス種別	人数	資格・委託先等
生活支援サービススタッフ	5人（9時～17時まで1～2名程度勤務）	介護福祉士2名 社会福祉士1名 介護職員初任者研修課程の修了者2名
調理スタッフ		(株)レオック
夜間の職員体制	建物内管理者居住により緊急時のみ対応します。必要な状況によっては警備会社へ応援要請します	アルソック（総合警備保障）

6. 月額利用料の請求及び支払方法

請求方法	
	毎月5日までに請求書を発行し、入居者様に送付します。
支払方法	
	毎月10日までに支払請求分を振込、もしくは現金にてお支払いいただきます（生活支援サービス契約書第 条参照）。

7. 生活支援サービスへの苦情に対応する窓口等

苦情に対応する窓口等の状況	
窓口担当者	代表 坂井 和博
電話番号	0155-31-4266
対応方法	事前にお電話等をいただき、苦情相談の日時を打ち合わせさせていただき対応させていただきます。お電話等の受付時間は毎日午前9時～午後5時とさせていただきます。担当者が不在の場合は申し送りにより対応させていただく場合があります。
サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応	
具体的な対応	本契約に基づき、生活支援サービス等を入居者に提供した場合に、万一、事故が発生し、入居者の生命・身体等に損害が生じた場合は、速やかに必要な対応及び措置（ご家族への連絡、救急車の呼び出し等）を行います。

8. 生活支援サービス利用に当たっての留意事項

外出・帰宅・訪問等	
	外出、外泊時、来訪者の宿泊は事前に所定の申請用紙をご提出の上、職員へご連絡下さい。正面玄関は午後9時～翌日午前7時まで施錠しております。その間の入外室は職員とご相談の上行ってください。午前7時から午後9時までのご家族等の来訪について自由です。（面会簿のご記入をお願いします）
共用施設の利用について	
浴室	共用浴室をご使用される場合は、希望時間を事前にお知らせ下さい。利用状況により調整をさせていただきます場合があります
洗濯機	午前6時～午後10時まで他の入居者が利用されていない洗濯機をご利用ください。終了後はすみやかに洗濯物を取り込んでください。認知症等の病名が診断されている方についてはご家族等の見守りの上ご利用ください。
共用キッチン	午前6時～午後10時まで他の入居者が利用されていない状況をご確認の上ご利用ください。認知症等の病名が診断されている方についてはご家族等の見守りの上ご利用ください。

9. 契約の解除内容等

入居者からの解約	
	入居者は事業者に対して、解約する30日前までに文書にて解約の申し出を下記連絡先に通知することで、本契約を解約することができます（生活支援サービス契約書第 条参照）。
事業者からの解除	
	事業者は、生活支援サービス契約書第 条の規定に基づき、以下の場合には本契約を解除することができます。 ①他の入居者の生命の危害を及ぼす恐れがある場合 ②本契約を継続することが社会通念上、著しく困難な場合 ③入居者が正当な理由なく支払うべきサービス利用料を3か月以上滞納し、相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、なお期間内に滞納額の全額の支払いがない場合

10. 損害賠償責任保険の内容

損害賠償責任保険の加入状況	
<input checked="" type="checkbox"/> 有	無 （東京海上日動損保 サービス付き高齢者住宅施設賠償保険）

説明年月日

平成 年 月 日

□□□□〔入居者氏名〕様に対して、賃貸借契約書、生活支援サービス契約書及び生活支援サービス重要事項説明書に基づいて、重要な事項を説明しました。

登録事業者名 サービス付き高齢者向け住宅 さかい

所在地 河東郡音更町中鈴蘭南2丁目3番地

代表者名 坂井 和博 (印)

説明者氏名 (印)

私は上記事業者から、賃貸借契約書、生活支援サービス契約書及び生活支援サービス重要事項説明書に基づいて、重要な事項の説明を受けました。

署名 (印)